

平成23年度第3回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会

日時：平成23年12月26日（月）午後7時

場所：市役所庁舎10階 第3会議室

会議次第

1. 開 会

2. 会 議

(1) 平成23年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会会議録について

(2) 第3期障害福祉計画原案について

(3) その他

3. 閉 会

配布資料

資料－1 平成23年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会議事録

資料－2 第3期帯広市障害福祉計画原案

資料－3 第3期帯広市障害福祉計画原案概要版

出席委員 健康生活支援審議会障害者支援部会 （10名中9名出席）

畑中三岐子委員（副部会長）・坂本廣子委員・鈴木捷三委員

廣瀬裕鴻委員・眞田清専門委員・丸山芳孝専門委員・坂村堅二専門委員

白木喜子専門委員・田巻憲史専門委員

事務局

増子慶二担当調整監・牧野重則課長・内田喜久男福祉司・下野一人課長補佐

・田中文栄係長・榎本泰欣計画主査

平成 23 年度第 3 回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会会議録

日時 平成 23 年 12 月 26 日（月） 午後 7 時

【開会】

事務局・・・・・・・・ スケジュールの関係でこの日程になり申し訳ございません。
これより平成 23 年度第 3 回健康支援審議会障害者部会を開催させていただきます。

はじめに、配布資料でございますが、当日配布もございますので確認をさせていただきます。それでは、資料 1 としまして、第 2 回健康生活支援審議会障害者支援部会会議録、これは事前に送付させて頂いています。資料 2 としまして、第 3 期帯広市障害福祉計画の原案。資料 3 としましては、第 3 期帯広市障害福祉計画の原案の概要版となっております。資料についてはよろしいでしょうか？

それでは、障害者支援部会委員 10 名のうち、9 名の出席をいただいております。本日の会議は成立しております。

また本日細川部会長が都合により欠席となっております。進行につきましては、健康生活支援部会施行規則により、畑中副部会長にお願いいたします。それでは畑中副部会長よろしくお願ひいたします。

【会議】

副部会長・・・・ みなさんこんばんは。それでは会議に入らせて頂きます。

最初に、会議録の確認ということで、前回の 11 月 2 日開催された、平成 23 年度の第 2 回目の議事録に関しまして訂正箇所、ご質問、ご意見などがありましたら、お伺ひしたいと思います。いかがでしょうか？

委員・・・・・・・・ ございません。

副部会長・・・・ はい。議事録は事前に送って頂いておりますのでご確認されていると思います。それでは、何も無いという事でよろしいでしょうか？

【委員同意】

副部会長・・・・ ありがとうございます。

それでは議題の 2、第 3 期帯広市障害福祉計画の原案について、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局・・・・・・・・ それでは、第三期障害福祉計画原案につきまして、本日配布していただきました概要版により説明させていただきます。

この計画につきましては、去る 11 月 17 日の厚生委員会に骨子案を提出させて頂きまして、その後原案の検討を行なっていました。

今回原案ということでまとめさせて頂きましたが、今後 1 月 19 日に行なわれます厚生委員会に提出予定です。その翌日の 1 月 20 日から、2 月 19 日までパブリックコメントを実施する予定でございます。

事務局・・・・・・・・パブリックコメント終了の後、成案に向けて改めてご審議を頂きたい
と思います。

それでは、計画概要版の説明をさせていただきます。

第一章計画の基本的事項というところでございます。前回の骨子案の時にも説明させて頂いていますが、あらためてご説明させていただきます。この計画は障害者自立支援法に基づきまして、国の指針北海道の障害福祉計画などと整合性を保ちながら、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業など計画的に提供されるように、数値目標やサービス量を見込み、これを確保するための方策を定める計画となっております。

1-2 の計画の性格でございますけれど、市の第 6 期帯広市総合計画の分野計画であります帯広市障害者計画の施策の展開方向について、生活支援の充実ですとか、社会参加と地域生活支援の充実など生活支援に関する事項を、具体的に規定するものであります。これまでの基本指針の理念や考え方は変更せずに、第 2 期計画の実施状況を把握し、地域におけるニーズをふまえて、必要な事点修正を行ったうえで、障害の有る人の意向調査、関係機関の意見を反映しながら定める計画となっております。

1-3 計画の期間でございますが、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 ヶ年。ただし平成 25 年 8 月に、国のほうで障害者総合福祉法(仮称)を制定することが現在検討されていまして、この法律が施行されますと、大きな改正となりますので、計画期間中であっても必要によってこの計画を見直す可能性があるという性格になっております。

このページの右側が、ただいま申しあげました総合計画、それから障害者計画そして、今回の障害福祉計画の関係を図で表現したものです。

第 6 期帯広市総合計画の施策として、「障害者福祉の推進」の分野別計画として、第 3 期帯広市障害者計画がございます。

この中には、1~8 までの 8 つの施策の展開方向があげられていまして、この中の 3 番 4 番 7 番 8 の項目、生活支援の充実を始めとするこの 4 つの項目が、今回の第 3 期帯広市障害福祉計画の中で、具体的にサービス量などを見込むこととなります。

ここに第 1 章~第 7 章まで章分けいたしておまして、資料を最後に付けた章の構成となっております。

次のページをご覧ください。

第 2 章としまして障害のある人の状況とサービス利用の現状であります。最初に障害のある人の現状として、身体障害・知的障害・精神障害 3 つの障害区分に分けて、それぞれの障害者数と構成内容をグラフに表しております。

事務局・・・・・・・・ それから 2-2 障害福祉サービス利用の状況ということで、自立支援法の施行により、平成 18 年から新しいサービス体系となった障害福祉サービス制度の周知がされるとともに、提供する事業所やサービスの種類が増えたこともありまして、利用者数・費用共に年々増加してきております。

ここに平成 17 年度の支援費の時代から、平成 18 年に始まった自立支援法、平成 22 年度までのそれぞれの施設サービス・居宅サービスに分けて、サービス利用者数・事業費の推移を表示しております。

このページの右に、第 3 章 これまでの計画の取り組みの点検及び評価ということであげています。

まず、最初に重点項目の点検と評価ということで。重点項目としては、3 つの項目をあげています。1 点目は施設などから地域生活への移行の促進。入所施設などから、グループホーム・ケアホームに移り暮らす人達が増えてきている状況です。相談支援をより効果的に実施しながら、地域生活への移行支援体制の強化を図っていく必要があります。

2 点目の就労支援の強化。一般就労への移行の数値目標も大きく上回っておりまして、就労した人の職場定着への支援の重要性が増してきているというように考えています。今後、より多くの人に障害のある人の一般就労や福祉的就労活動への理解の促進を図っていく必要があることとしています。

3 点目は相談支援体制の充実であります。障害のある人の多様化するニーズ、地域の課題を解決していくために、障害福祉関係機関や事業所等との連携した取り組みが不可欠なものとなっています。今後、相談支援体制の充実及び強化を図るため、地域自立支援協議会をより効果的に運用していくことが求められています。

次の 3-2 に数値目標の点検と評価。ここに縮小して載っていますが、見づらいので本編の 11 ページからご覧下さい。本編の 11 ページ中段から数値目標の点検と評価。まず、1 点目の数値目標は、施設入居者の地域移行ということであります。これは、平成 17 年度時点の施設入所者数 311 人の中から 50 人を削減し、施設入居者数を 261 人とする目標。もう一つ、79 人が地域生活へ移行する目標、この 2 つの目標を掲げています。

地域生活への移行については、入所施設の新体系移行に伴いグループホームやケアホームで生活する人が増えて、平成 23 年度末までには目標値に近い数値となる見込みとなっています。施設入居者数の削減については、新に入所を希望する人がいる現状では目標を達成することが難しい状況となっております。本編の中では、それぞれの表と全体の関係を目標と実績を表したグラフで表現しております。

事務局・・・・・・・・ それから 2 番目の項目であります、入院中の精神障害者の地域生活移行。この内容につきましては、前ははまだ道から数値が来ていなかったもので空欄となっておりますけれども、今回その数値を入れております。これは、目標としては 17 年度時点で、社会的要因によって入院している人や支援により退院可能とされた 39 人。この人方に対して地域生活への移行を目標としています。平成 23 年度までに、39 人は全員地域生活に移行するという目標を立てていましたが、11 月末時点で現在までに 31 人が地域移行しているという状況です。年度末までにもう少し増えるかなど。引き続き本人の意向にそいながら退院に向けた地域生活移行支援を促進していく必要があると考えています。

次の 13 ページに、福祉施設から一般就労への移行促進。3 点目の目標値。これは、平成 23 年度までに、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業などを通じて、一般就労する人を 18 人とする目標を設定しています。現在までに 32 人が一般就労しており、目標を大きく上回っている状況です。更に年度末までに増える見込みとなっております。

以上が数値目標の点検と評価であります。

また、概要版に戻って頂きまして、3-3 障害福祉サービスの見込み量の点検と評価ということで、平成 18 年度から新しいサービスの体系になって、事業所の体系移行が進められ、平成 23 年度末までに体系移行を終了することになっております。制度の周知が浸透してきていることや、サービス事業所の提供体制が整備されてきたことがありまして、障害福祉サービスの利用者数を平成 18 年度と比較すると平成 22 年度末で 1.6 倍となっております。一部のサービスの中では計画値を実績値が下まわるサービスもありますが、総体的には順調な伸びを見せているといえます。

本編の方では、訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービスに分けて、それぞれ点検と評価を載せてございます。

それから、3-4 地域生活支援事業の実施状況の点検と評価でございます。地域生活支援事業のこれまでの実績値については、計画値を上回っている事業が多く、おおむね順調に実施されてきていると考えております。地域活動支援センターにつきましては、就労継続支援 B 型事業所への移行を促進しながら、運営強化を図っています。

3 ページをご覧ください。ここからは、今後の計画に関する基本方針になります。

4-1 目指す方向としまして、第 2 期帯広市障害者計画における基本的理念と計画の目標を踏まえて、地域生活移行・就労支援それぞれの課題に対応すると共に、地域で生活をしていくために必要な支援をする。

事務局・・・・・・・・ 相談支援をこの計画の重点項目として位置付けています。数値目標を設定しながら、地域に必要な障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業等のサービス提供体制を計画的に確保していくことを、計画の目指す方向にしております。

4-2 で第 3 期計画の重点項目ということで、1 点目が施設などからの地域生活への移行の促進、2 点目が就労支援の強化、3 点目が相談支援体制の充実ということで、これは 2 期の計画と同じ内容で重点項目としております。

施設などから地域生活へ移行の促進につきましては、更に①②としまして、①地域生活への移行の促進・②地域生活定着支援の充実ということで、それぞれの項目の内容については本編に記載しております。

それから就労支援につきましては、①一般就労の促進及び定着支援の充実、②福祉的就労支援事業の充実ということであげております。

3 番目の相談支援体制の充実につきましては、一般的相談・サービス利用などの支援について、市の窓口や相談支援事業所で、それぞれ実施して頂いておりますが、地域移行支援や定着支援など専門性の高い相談など、地域における相談事業について、中核的に実施する基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図ることとしております。これは、昨年 12 月に制定されました、自立支援法の改正のつなぎ法の中にも、基幹相談支援センターの設置がうたわれておりまして、来年度に向けて検討をしております。この基幹相談支援センターにより、それぞれの相談支援事業所に対する指導ですとか、研修ですとか、そういったものを中心的に行なっていくという役割を果たして頂くということになります。

このページを右にいきまして、4-4 平成 26 年度の数値目標ということでございます。この数値目標の項目も今までの第 2 期の計画とは変わっておりません。

施設入居者の地域移行につきましては、これは平成 17 年度の施設入居者 311 人のうち、地域生活への移行希望者数を目標とするものです。2 期では 79 人という目標を掲げておりますけれども、到達としては 64 人ということで、第 3 期の目標平成 26 年度までの計画としましては、28 人を更に目標として考えております。これは道のほうから数値割合として施設入居者の 3 割以上が地域移行することとなっております、これらの数値を勘案して 28 人という数値目標を設定しております。

それから 2 点目が施設入居者数の削減、これはさきほどの 311 人の平成 17 年度の時点から、261 人に第 2 期計画ではもっていこうとしていましたが、現状としましては 11 月末で 309 人という状況です。

事務局・・・・・・・・ この後3月末までに、新体系に移行することによって、もう少し削減されるという見込みですが、ここから第3期計画としては255人まで削減していくという計画となっています。道の目標設定の考え方としましては、第1期の計画策定時点の施設入居者から18%以上削減することという目標になっております。

3点目は、精神障害者の地域移行でございます。この地域移行につきましては、平成17年度の調査した時点で、退院が可能であるとした人数が39人。この39人全員を第2期の計画の期間内に地域移行するという目標だったのですが、道から来た通知では31人という現在の到達となっております。この目標については、第3期当初の39人全員を目標に8人と計画の目標に掲げています。

それから、福祉施設から一般就労の移行者数につきましては、福祉施設の利用者から一般就労への移行者数は18人、第1期の目標に対して32人という目標を上まわっています。今後につきましては更に取り組みを強化する中で、目標として57人の一般就労への移行を目標として掲げております。

最後のページ。第5章としまして、障害福祉サービスの必要見込み量で確保のための対策ということで、ここには、訪問系のサービス・日中活動系のサービス・居住系のサービスの抜粋を載せており、平成24年25年26年の3カ年にわたる計画と計画に対する考え方をそれぞれ示しています。それから、居宅系サービスについても抜粋で同じように示しております。

右側、第6章 地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策として、これは障害のある人の能力及び適正に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害のある人の多様化するニーズに応じて個別給付では対応できないサービスを、地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟な形態により地域支援事業を実施していくという考え方があります。

1番の必須事業これは抜粋ですけれども、それと2番のその他の事業とあわせて、それぞれ平成24年度から3年間の目標値をお示しております。

実施の方策としまして、障害のある人が地域で生活するために必要なサービスの提供・支援を、計画的・効率的に実施できるよう、引き続き地域の実情に応じた柔軟な形態で事業を実施していきます。

また、帯広市地域自立支援協議会の中で協議された事例等を参考としながら、地域生活支援事業の開発・改善等の検討を図っていくこととしています。

事務局・・・・・・・・ 第7章計画の推進体制につきましては、まず、帯広市健康生活支援審議会 障害者支援部会が、この計画の策定・進捗状況の評価を行なって頂くというかたちで推進してまいりたいと考えております。それから、自立支援協議会におきまして、この計画の推進上の問題点などを点検して、この障害者支援部会へ報告いただくというような位置付けをしております。

資料としましては、北海道障がい福祉計画策定指針、第3期障害福祉計画策定経過、それと事前に行ないましたアンケート調査をまとめたものを貼付しております。

計画の原案に関する説明は、雑駁ではございますが以上で終わります。

副部長・・・・・・・・ ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がありました。第3期障害福祉計画の概要版でご説明いただきました。これについて、皆様の方から何かございませんでしょうか？

委員・・・・・・・・ よろしいでしょうか？

先ほどの14ページのご説明の中で、平成18年から平成22年の障害福祉サービスの推移はグラフで提示されていますが、第3期の計画をたてる場合、点線か何かで示すなりの需要、目標の推計的なものはないのか、おのおのの数値目標はあるが、平成26年度までの全体的なシナリオの中では目標の数値はどのようになっているのかをご質問したいと思います。

事務局・・・・・・・・ はい。この計画につきましては、平成22年度までの推移と平成23年度の利用者数ともに伸びてきていますので、このグラフはそのまま右に上がってくるような傾向のグラフに結果的にはなると考えております。今回の計画の中ではそれぞれ、目標値として、事業ごとに計画時点の人数とか時間数をおいて設定しておりますけれども、数値についてはそのまま右肩上がりでも推移していくと思います。

事務局・・・・・・・・ 平成23年度今段階は11月現在の実績値ですけれども、平成23年度3月末までの見込み値といえますか・・・

委員・・・・・・・・ 私が聞きたいのは、平成23年度ではなく、第3期の計画は平成26年度なので、平成26年度どれ位の全体的なかたちのものがあるのか？というようなご質問をしたつもりですけれど。

事務局・・・・・・・・ 現在北海道も第3期の福祉計画をたてていまして、北海道が想定しているのは9%の伸び率ということで、基本的には帯広市もそれに慣って設定しています。その他に考え方としましては、それぞれのサービスの利用者数と伸び率とを勘案し設定しているもの、また、数値目標による

ものがあります。例えば地域移行に関しては、移行により必要となるグループホームやケアホームの利用者数や一般就労への移行の数値目標を達成するために必要となる就労移行支援や継続支援の利用者数などを勘案しながら設定しています。

委員・・・・・・・・ 利用者数の推移は、どのようになっているのか？

委員・・・・・・・・ 全体的に9%の見込みを持たれていることが根拠ですか

副部長・・・・ 北海道の計画にそって、帯広市が計画を立てている。基本的には全体的に9%の見込みが根拠ということですか。

委員・・・・・・・・ せっかくグラフがあるので、26年度にはどのようになっているのかお聞きしたかったものです。失礼しました。

副部長・・・・ 分かりました。その他みなさんごさいませんでしょうか？

委員・・・・・・・・ はい。すみません。最初に1個だけ訂正をお願いしたい所が、39ページの委員名前・所属が出ているのですが、私の所属を正しいのに直していただきたいなと思ってお願いです。所属団体名としては、社団法人北海道社会福祉士会 十勝地区支部が私の所属団体の正式名称なので、そう直して頂くとありがたいのが1点と、質問を2つほどしたいのですが…。1つは、9ページの所のこれはもしかしたら違うものだと言われるかも知れないですが、施設入居者の状況と参考までに出ているのですが、こういうところには待機者数というものは入らないものなのかどうかは、現実的にはその施設の入所者数を減らすということは、別に何も問題は無いと思うのですが、でも、待っている人がいるのかいないのかということがどうなのか、高齢者だと待機者数って結構出ますよね。特養待っている人が何人いるのだと、現実にはそういう数字ではないのではないかという事があるのですけれど、ここはどうなっているのか？ということのひとつ、ここに掲載することが、正しいのか分からないのですが…

そこが、ひとつと後、35ページに絡んでなのですが、地域生活支援事業のなかに、私の記憶が間違っていなければ、成年後見制度利用支援事業というのが必須事業に多分、来年度からなるのではないかと思うのですが、全くどこにもでていない。ここに、載せるものではないのか？そこもちょっと分からないのですが、その辺りはどのようになっているかを知りたいなと思いまして2点お願いします。

副部長・・・・ それでは、田巻委員から出されましたご質問2点について、まず9ページの待機者数ということで、これは実際いらっしゃるのかいらっしゃらないのかという質問ですが…

事務局・・・・・・・・ 待機者数をここに載せるかのせないかは、また別な論議として、待機者の正確な数字はもうちょっと資料が無いので、今、障害者の入所施設、いわゆる知的・身体・旧法の更正施設・授産施設があるのですけれども、その全体を含めて帯広市の援護者になっている方、約 30 から確か 40 名の方が、お待ちになっておりまして、その方は実数ですけれども、その中には複数の施設を同時に入所希望で待っているかたもいらっしゃいますので、それを延べ人数に合わせますと、もうちょっと 60 から 70 位の延べ人数になると思います。一応待機の状況はそうなのですが、実際に皆さん色々な家庭のご事情でもご本人の状況もあるのですが、緊急性があつてすぐに入所されるというよりも、将来のことを考えて今のうちに待機の順番というか名簿に載せておこうというご希望の方が多いというふうに見受けられます。待機の状況については、こういうようなことです。

事務局・・・・・・・・ 成年後見制度につきまして、来年度から、実施するというので、色々準備を進めているところでございますけれども、今回の障害福祉計画につきましては、通常のサービスの利用等という。別な方から考えています。道の方からも、成年後見制度につきまして具体的な目標を掲げて行なうという指示が項目として送られていない。成年後見制度について自立支援協議会ですとか、色々な論議の中でもこれを求められている積極的な活用が求められている意見も聞きますので、ちょっとその辺については数値目標として掲げるべきかどうか？その辺も道のほうと調整して確認をとってみたいと思います。もし、積極的に載せていくべきものとなれば、これに追加してあがるかと思えます。その辺は、ひとつ検討させて頂きたいと思えます。

副部会長・・・・ 田巻委員のご質問に対して事務局からの意向は、そういうことなのですが、これでよろしいでしょうか？

委員・・・・・・・・ 数値目標になるかどうかと予算がつくかどうかは、別物の話と理解して頂きたい。数値に出ないから予算がないとか減ることではなくて、それはそれという理解でいいでしょうか？

事務局・・・・・・・・ はい。予算化してそういったような対応をしていく事と、今おっしゃられたように、計画の中で他のサービスと並べて目標値を掲げるものとはまた別のものであると考えております。あと先ほどの名簿については、申し訳ございません。訂正させていただきます。

副部会長・・・・ 障害福祉計画というのは、数値目標を入れたものを提示するというので、田巻委員のほうからご質問があったように、来年度やらなくてはならない事業でも、その数値目標を入れるか入れないかというようなことの部分ではっきりしないものを、これ載せていないということなので

すか？

事務局・・・・・・・・ 道の方から指示が入ってきていない部分とか、そのあたりの検討をして、今は載せてきていないです。例えば、市のほうで行なっている色々なサービスの中で、ここにまだまだ載せていない多くの事業を行なっております。全部を目標値として載せてはいないです。

副会長・・・・・・ ということだそうです。

委員・・・・・・・・ 今の話に似ているのですけれど、そうするとあれですか？ここに出ている以外の事業は、どこで議論されるというか障害福祉計画には載らないがやる事業は・・・

事務局・・・・・・・・ あります。

委員・・・・・・・・ やる事業がみんな載る訳ではないのでしょうか？やるけど載せない？

事務局・・・・・・・・ はい。全部の事業が、この障害福祉計画に計画目標というかたちで載せている訳ではないです。これ以外にも、様々な取り組みなり支援なり、帯広市の独自の事業ですとか含めてありますので、これら全てを障害福祉計画に数値目標を挙げているということではないです。

副会長・・・・・・ そういう他の計画は障害者計画か何かに載せるのですか？

事務局・・・・・・・・ 毎年、例えば実績などを見ながら、翌年度の必要な費用というものを予算化していきますので、その中で、もし不足する場合は予算措置を対応しなければならないですけれども、毎年そういう必要に応じて予算化していくということとなります。

委員・・・・・・・・ 計画にならない事業もするという事なのですか？

事務局・・・・・・・・ はい。

委員・・・・・・・・ 僕のイメージの中では、する事業は計画にのっかるものなのかな？というイメージがあるのですが、数字になるとかならないではなく、するかしないかということなのかな？と思うところなんですけど。

事務局・・・・・・・・ 38 ページに、その他の事業ということで一部載せておりますけれども、これらについては、先ほど申しあげたような方法で毎年予算化しながら実施していくということでもあります。

委員・・・・・・・・ これまでの理屈でいうと、これはなぜ載せるのですか？数字にならないものを、ここは載せる。ここにも無かったので、単純にどうなっているのかな？と思ったんですよ。

副部長・・・・ この福祉計画というのは、数値目標を入れた計画というふうになるので、そのはっきり数値をいれない計画は、また別に、例えば成年後見の部分についてね、国のほうからこれをやっていきたいと思いますというようなものが出来た場合には、そういう帯広市としての取り組みは、どこにこれを載せるか、帯広市としての取り組みの部分で・・・それは、福祉計画・障害福祉計画とは、また違ったかたちで載せて頂くと・・・

事務局・・・・ 権利擁護の推進というのは、まさしく市町村でやろうとした場合に、今回、相談支援体制の充実というところで基幹相談支援センターを設置するということで目標を定めさせていただいていますけれども、その中にもう少しその部分を詳しく表記をすることでやっていくという考え方が計画の中に位置付けられることになるのかな？と思っています。道の障害条例に基づいて、道は委員会を作って権利擁護の推進を進めていきますという、道の計画もありますけれども、体系的にはそういった考え方に沿って市町村も当然権利擁護の部分については推進していかなければならないと考えています。

具体的なその手法については、基幹相談支援センターを設置してそこでそういった体制づくりをしていくんだと、こういうことになるのかなと思っていますから、数字を表記するというような正確なものではありませんけれども、考え方として重点項目の中に位置づけて表記をしていくことになるかなとは思っています。

委員・・・・・・・・ 理屈は分かるのですが、その他の事業があるって、その他の事業なり、今、この事業がどこで、副部長も仰っているみたいに、どこの部分で計画をするなり実行するというものが出来てきて市民は目にすることができるのか、どこに出るのかなということなのです。ここで数字にするのがそぐわないのであれば、それはそれでいいのですが、どこでその計画というのが出てくるのか・・・

事務局・・・ 計画の中にきちっと位置付けるということは、その基本方針の中にはっきりと囲い込んでおくということが、まず、大前提になろうかなと考えていますので、目標としての数値を示すということよりは、基本的な考えの中に表記をきちっと市としてこうやるのだという意思表示をしていくことが、まず一番かなと思っています。今、ご指摘いただいたように目指す方向として相談支援をきちっと重点においてやっていくという考え方を示していますから、特に権利擁護の部分については、推進体制を含めて具体的に表記をすべきだと、こういうご意見でございましたら最終的にそういう案に沿って整理をしていきたいと考えています。

副会長・・・ はっきり数値に表れないものは、計画の基本方針の中で、それぞれの分野の中で位置付けていこうという方向で考えてらっしゃるというふうに思っているのですか？

事務局・・・ そうですね。

副会長・・・ やらないということではなく、その中でやっていきますということと、とりあえずこの数値をどうすると、何パーセントとか、どの位とかというものを入れないかたちだけれど、きちっとやっていくというお考えで基本方針の中に入れていただけるとするのは、特に権利擁護の部分なんかは、これ以降はとても大事な事業ですよ。

委員・・・・ 種々の計画、多分、サービス利用に契約ということに絡んだときに必ず出てくる話かとは思っているので、契約行為がそれぞれ出来るのかどうかという中でサービス利用ができる、できないとかということにならなければいいのですが・・・

委員・・・・・・・・ 今と絡んで子供の問題も出てくるのですが、多分、愛育園が無くなって肢体不自由のお子さんが、ほんとに今充実した療育が受けられているかというか、彼らの療育の場ってどこにあるのだろうと考えたときに、多分、権利擁護も出てくると思うのですよ。先生も仰ったように待機児、児童デイの待機児などの問題も考えれば、子供の部分でなかなか整合性とれない部分もあるので、その辺を表記していかないと療育・教育の充実といっても、何か絵に描いた餅で、何もありませんよね。肢体不自由児のほうも、今、週1回位でしたか？サロンのようなものですよ。実際に発達支援センターは使えない状況であったりする。その辺をこれから帯広市はどう考えていくかなという、たまたま丁度先週、旭川療育センターと来年度の療育支援の打ち合わせがあったんですよ。でも、無くなってからは、その肢体不自由のお子さん方の療育の場って本当に薄いんですよ。その辺のなんか持っている部分が多分、障害と子育て子供課と違うかも知れないですけども、その辺の障害者計画の中にちゃんと含まれているのかどうか？ちょっと話し合われている内容があるのであれば教えていただきたいのですが、でないと多分、権利を守ってあげられないので、みんな公平にとか、その辺これからどうしていくかということも旭川では心配されていたんですよ。それで、市としては何か情報を交換しているとか……

事務局・・・・・・・・ 具体的な情報交換はしていないのですが、道のほうから北海道のこの障害者計画を作るにあたっての指針というのが、地域説明会がございまして権利擁護の部分でいきますと仮称ですけどもね、北海道は障害者権利擁護センターというのを今期中で設置する予定で、今、考え方を示されています。それで本市としても、この障害の計画の中ではありませんけれども、成年後見センターといったものの設置を視野に、今介護保険のほうの事業計画も同時並行で審議もしているのですが、そこでちょっと庁内論議をされていて、そこに繋がっていくとそのことが道で目指しているセンターと地域の調整役も含めた体制整備をしていくと、こういうふうに、今、考えています。

委員・・・・・・・・ 多分先生の言われたことは、それでいいのかもしれないですけども、子どもの部分はどういうふうになってくるかなというのが、多分このままでいいのだろうか・・・肢体不自由のお子さんが療育の保障というか、療育、教育、の充実と書いてある他に、それに細かに今まで書いてなかったと思うのですけれど、本当に発達支援センターで受け入れるかと、受け入れられる状況にないんですね。待機が多いという肢体不自由のお子さん・医療的ケアが必要なお子さんもいれば、そうでもないお子さんもいると。週に1回やっているとは思いますが、でも専門的ではないですね。療育的な視点なんて全く無いので、その辺を・・・愛育園さんが、無くなって丸3年以上経つのかな・・・その後帯広市において肢体不自由のお子さんの療育をどういうふうと考えていくのか、なかなかそういう保護者の方って声あげられないかも知れないですよ。そうなった時に、市としてはどういうふうと考えていくのかな？と、その辺の情報、僕はあんまり無いので、ちょっとお聞きしたいなと思って・・・それが課題ではあるんですよ。

副会長・・・・ 何か情報をお持ちの方ですか？

事務局・・・・・・・・ この計画に関しましてはね、そもそも障害福祉計画はサービスということで、相談支援と先ほどから出ております地域生活支援事業から計画的に提供されるように目標や見込み値を立てて、どうやって確保していくかという、そういう表記をしていくというのが、この計画の意義であります。先生が仰ってくれているのは、障害者計画の10年計画のほうの部分の規定をしていくところかな？と思っています。仰っていらっしゃる問題点については、当然議論をしていかななくてはならないのですが、この計画に具体的に記載していくかということは、目的とは少し離れてしまうという部分があります。実は地域生活支援事業に関しても、道の指針で3期計画から数値目標の掲載はしなくてもいいよと、省略していいという、そういう通知もきています。帯広の部分については第2期の時にも掲載していますので、引き続き数値の目標を掲げているのですけれども、全体的に地域生活支援事業に関しては、取り組みの方針をここに掲載しておくだけでいいよと、省略できますよという通知は来ているところです。先ほどの成年後見制度につきましては、ここに載せるか載せないかを含めて検討させて頂きたいと思っております。その他の事業はということでしたが、37～38にかけて必須事項以外の事業ということで掲載をしています。38ページには、その他の事業ということで8項目ということで主に載せて、他にもいくつか、ここに掲載されていない事業もあります。こういった部分については、特に先ほどお話し

したとおり、数値目標等は省略させていただいています。全ての事業はこの計画に載せていないです。先生のご質問については、この計画には掲載することは、検討しなくてはいけないというふうには…

委員…………… 例えば、数値目標で訪問系とか何かでは、あがってくるんですね。児童デイなんかを使えば当然、だからその辺がどうなのかなというのがあったので、もし、この理由そのものは、そうだなと思ってお聞きしていたのですけれども、その辺が進んで行かないと、なかなか難しいかなと、障害者計画の中に入ってこないと進んでいかないかな？というふうに感じたものですから、ここを出していいかどうか迷ったのですが、お聞きしました。

事務局…………… 先生の仰ることは非常に良く分かります。私は、前に子ども課にもいましたから、非常にその辺が曖昧になっているのは十分に感じています。ただ、今回のこの計画は、いわゆる障害者自立支援法の規定による定められた目標値の設定ということが、道からの指導でやっているのですが、障害児の支援体制ですとか、それから児童の発達支援の部分って、完全に今度、児童福祉法のかたちになってしまっていて、その辺がうまくこども未来部のほうと調整できておりません。もう少し、今度きちっとした調整をして道の計画そのものには何れの計画も、それぞれの推進体制なり、考え方としてまとめるように進んでいますから、例えばこども未来プランの修正が必要なことであれば、その辺も含めてこども未来部と話し進めさせてもらいたいと思いますので、お許し頂きたいと思います。申し訳ありません。

委員…………… ぜひ、よろしくお願いいたします。

副部長…………… 数値目標には入ってこない部分だとかのお話もありまして、でも委員の皆様から成年後見についても、肢体不自由のお子さんの訓練についてのお話なんかも、今、こうやって挙げて頂くことによって、もちろん行政のほうでの色んなお考えもあって進めてらっしゃる部分と、私たち委員がこうやってお話しをして、こういうふうになら、世の中のお母さんたちは思っているんだとか、世の中の人を感じているだという部分をお伝えするということも、また大事なことかなと思いますので、ここに挙がってこない部分でも、お話頂いて心にとめておくということをして頂くことも必要なかなと思っておりますので、直接ここに挙がって来ないかも知れないけれど、お話頂いたということで、役所の方も分かって頂けたと思いますので、こちら辺でよろしいでしょうか？

はい、ありがとうございます。その他何かございますか？

委員・・・・・・・・ 前に、前回にもちょっと申し上げたのですが、今、色々お話、説明を聞いて、数値目標立てて計画を立てるんだということで、それはそれで理解をいたしますけれども、あまり数値目標とかにこだわり過ぎると、いわゆる施設というものが軽視されてしまうのではないかという親の気持ちというのが実はあるんですね。したがって、冒頭この書いてある「希望するすべての障害者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指して」という。この安心して地域でというところはね、これはそういう施設を含めたものだというふうには、私は理解をしたいのですが、そういうハード面の整備というか、老朽化してきている施設、僕は特に知的障害者の立場でお話をしているのですが、そういうハード面の整備ということは、この計画に一切入ってきていませんよね。そういうのは、何処かで入ってくるなんか無理それはどういうことなのですかね。

事務局・・・・・・・・ この計画の中には、直接ハード整備部分の目標値は計画数値として出てきません。ただ、今の第6期の総合計画の中で、前期の間に2つぐらい改築を必要としているかなというふうに想定しているものがございます。ただ、今厚労省のほうから具体的に出てきていませんけれど、仮に建て替えをするという場合において、現定員を、ある目標に定めて縮減をする。そして、その代わりに近隣なりどこかなりグループホームなどを設置をする。こういうような事業計画がなければ補助そのものが認められないというようなこともありそうでして、その辺もう少し具体的な国の考えが示されれば、関係する法人さんとも、実際に個別の計画の中で協議をしていく。こういうふうになっていくかなと思っています。

委員・・・・・・・・ この自立支援法が出来た平成18年ぐらいでしたかね。その時は、施設というのは無くなるのではないかと。みんな地域移行と称してね、みんな施設から出されてしまうのではないかという心配が親は随分持って、そういう運動をやってきた経緯がある訳ですよね。しかし、必ずしもそうではなくて、というところで安心している部分もあるのですが、それにしてもね、ああいう施設の中で生活をしていかなければ生活が成り立たない家庭も沢山あるということを踏まえて、これ直接関係ないのかも知れませんが、行政サイドとしても、是非、その辺を理解して欲しいなということを希望いたします。

事務局・・・・・・・・ この計画策定の中でも、厚生委員会に向け、それぞれの議員への説明の中でもそういった施設をそんなに減らして施設から出していくとい

う方法がいいのか？というご意見を頂いたことがあります。自立支援法の基本的考え方というのは、例えば地域に出て自立することが可能な人が地域での受け皿が無いことによって自立出来ない。施設にずっと入っていなければならない。そういったようなことを無くしていこうということですので、基本的にそれぞれ障害の内容、程度などによって、それぞれの施設が担うべき役割というものも明確にありますし、それは今後も引き続き必要なことだと考えております。

それと障害者計画のなかでですね、施設で生活する人に対し暮らしやすい環境を提供するために、障害者支援施設というのを趣旨の支援を行いますと明記しており、施設の役割というものについてもこういうふうなかたちで定義して其々が安心して生活できるように方策というのを今後も促進していくという考え方に変わらないということでございます。

副部長・・・ はい、私いいですか？先ほどの入所施設の状況のなかで待機が随分いるということは、入所はやっぱり必要とされている部分がかかなりあるということも歴然としていることかなと思うし、地域移行の進むなかで本当に地域に障害を持った方が安心して暮らせる場があるのだろうかということが入所施設に頼らざるを得ない状況もつくっているのではないかと思いますし、それを地域移行が安心して進めれるような世の中にこれからどンドンなっていくのか等も含めて、また入所施設も無くてならないので、それだけにそれを完全に解体するということは、今も法律の中ではそれが成り立っている部分でしょうけれども、帯広市としてもその場合考えを少し取り入れて頂きながら考えて頂けるかなあと考えております。

その他、何かございますか？

委員・・・・・・ 一つだけ教えて下さい。34 ページの一番下に障害福祉サービス見込み量で、相談支援サービスというかたちで今これ、今、相談支援がこういうふうに重点というか、何度も規定をおっしゃっているんですけども、次のページの地域生活支援事業の相談支援事業、福祉サービス事業と地域生活支援事業の相談支援事業、それともう一つは相談支援事業で平成 24 年から、地域生活支援事業、相談事業で非常にこれから力を入れていかれるというなかで、箇所数が 6 箇所のままで増加のかたちが書いていないと 2 点なのですが、1 番目は障害福祉サービスの相談支援というのが、平成 24 年からピュッとこう出てきたかたちで、地域生活支援事業として、また相談支援という、その辺のすり合わせを勉強不足なものですので、教えていただければ・・・

事務局・・・ サービス利用計画については現在ですね。例えば介護保険であれば全員のケアプランというものを立ててサービス利用についてグループホーム等で計画を立てていくというそういったことをやっていますが、障害者の部分についてはですね、現在までは、特定の対象者が限られた人の利用となっていて、地域移行という話も先程からありましたが、入所施設から地域移行にしていく方とかですね、あと独居生活をしていて自分でサービスの調整ができない人といったような対象者が限られているというそういう人、そういうサービスの状況だったのですけれども、平成24年4月からは3年間かけて3年猶予があるのですけれども、障害者もサービスを利用する障害者とそれから相談支援事業を利用する障害者全員に対してこの計画を立てていくといったことになっています。

それが3段ある計画表欄の部分になります。地域移行それから定着支援につきましても地域移行をする方、それから定着支援が必要な方を対象に実施していくという、そういうサービスの報告になっています。

地域生活支援事業の相談支援という部分については事業所、指定を受けている相談支援事業所の箇所数とそこへ相談をする基本的に一般相談ですけれども、そういった利用者数の見込み値を掲載をしているという状況です。

副部会長・・・ 分かりましたか？

事務局・・・ ちょっとここに載せてあるのは、分かりづらいですね。

副部会長・・・ あの新事業を利用するのにあたっては、区分認定を受けてヘルパー事業があれだとか、介護がどうのとかっていうサービスを受けるのがこの相談支援、34ページのほうかなあとおっしゃってまして、こちらの相談事業所のほうは一人暮らしをする時に何処のアパートに入ったらいいのだろうか？とか…

委員・・・ いいんです。大変失礼ですけど、事細かくこのご説明を私どもとお聞きしていますけどね、これ一般的に理解できるのですか？一般的と言ったら可笑しいですね。例えば地域生活・相談支援とか2つポツンと並べて。今お聞きしてね、何かケアプランでこうだというのがお聞きしてようやくこう内容、紛らわしいんじゃないでしょうか？何かその辺…

事務局・・・ そういったことも…

委員・・・ そういう感じがして何か非常にね。

副部会長・・・ ちょっと一般の方は分からないかもしれない。

委員・・・・・・・・ 一般の方というか、それをお聞きしてちょっと確かにそうなのかなあというのがあったり。失礼しました。ただ非常に紛らわしい何かね…

もう一つはお願いがあるのですが色々書いてありますけれど非常に平成 24 年度はもう後 3 ヶ月しかないのですけどね。結局色んなこと書いてありますよね。こうやって色んなかたちで相談支援にしても、これ何らかの方法でもっと何ていうのでしょうかね、啓蒙できる方法って無いのでしょうかね？色んなインターネットで見ても良く分らないですよ。こういうの…

副部長・・・・・・・・ どうしてもこういうのって難しい文章で書いてありますもね。私なんかもよく…

委員・・・・・・・・ ご指導のほどよろしくお願いします。

副部長・・・・・・・・ 委員のようにもう「こういう事が…」ということを書いて頂くとご説明頂いて私なんかも「ああ！そうなんだ！」と分かるっていう部分もありますもね。

委員・・・・・・・・ 単純にね、拝見しまして、しつこいこと申しあげました。

副部長・・・・・・・・ 聞いて頂くとちゃんと分かるように説明して頂けるのかな？と思いますけど、何処が分からないのかも分からないという方もきっと私も含めていらっしゃるのでは無いかと思います。

事務局・・・・・・・・ 確かにここにも相談っていうのが出てきて何だろうというような分かりづらさというのは確かにあるかも知れませんが、こちらのほうに今、一応平成 24 年度から障害のあるというような何か説明は入っていますけれども、ちょっとこの辺の文章も含めて見た時に分かり易いような方法に出来ないかどうか検討してみたいと思います。

副部長・・・・・・・・ では、そろそろ福祉計画についてはよろしいでしょうか？ありがとうございました。沢山のご意見を頂きまして、今皆様から頂いたご意見をこれから色んな部分で会議して頂ければと思います。

それでは、その他に移らせて頂いてよろしいでしょうか？

委員・・・・・・・・ はい。

副部長・・・・・・・・ 事務局のほうから

事務局・・・

お時間もちょっと過ぎたのですが、簡単にまずご説明させて頂きたい事があるのですけれども、障害というこの障害表記の問題ということで、札幌市や北海道などでは障害の「害」という字をひらがなで用いております。この問題についてはかなり議論も以前から行なわれてきましたが、なかなか決着がつかない問題で、実は帯広市の市議会でも何度かその辺の検討はしないのか？ということで尋ねられたこともあります。それでこの辺については、今後も各方面の議論に注視して対処して参りたいというようなお答えをしています。今後、色々な状況を見ながら判断していきたいというようなお答えをしておりますけれども、実は国のほうで平成22年12月に障害者制度改革推進会議のほうで、制度改革の期間内を目処に一定の結論を得るということで、結論を引き延ばしにしているんですね。一般の方からの意見募集というのを行なったのですけれども、障害という現在の表記「害」の字を使う表記をするのが4割を占めまして、支持するということですね。それから平仮名とか全部を障害の「障」の字も含めて平仮名にしたらいいいのではないかという意見が一割ありました。

それから、害という文字の古い字ですね、今、改正になる明治から使われていた「碍」という「石偏」の字なんですけど、これが4割の意見がありました。その他、独自の提案というのも1割ありまして、意見としてまだ一つにまとまっていない状況といいますか、大勢にはなっていないんじゃないかと判断しています。国のほうでもそういうことで、総合福祉法の検討のなかで更に今後議論して行って一定の結論を目指すというふうな表現をしています。それで市のほうでもですね、このことについて障害福祉計画を今回作成するに当たりまして検討したのですけれども、この障害表記の方法を巡っては意見が大きく分かれていて、まだ平仮名表記の「障がい」と用いることについても全体としては体制となっていないのではないかと。それから出来ることから実行する。先行して「障がい」表記に改めている自治体も多いけれども、そのことに対しても批判的な意見というのも現実にあります。

それから、当事者の受け止め方を第一に尊重すべきだということからいって、当事者団体、障害者の団体から長年にわたる検討をおこなって自ら「障害」の表記をおこなってきているということで、現時点では内閣府の障害者制度改革推進会議の第2次意見を尊重して今後の検討結果を待つというようなかたちで、今回はこの障害福祉計画の名称もこのまま今までと同じここに表記があるようなかたちで、行なっていきたいと部の中では意見として一応まとめております。それでこの事についてですね、ご意見がもしあればお聞かせ願いたいなというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

副部長・・・ 今、事務局のほうから、「障害」という表記について、最近随分「害」の字を平仮名にする自治体が増えて来ているということも含めて、どういうふうにしていったらいいだろうか？ということ帯広市のほうで検討して頂いていて、色々な意見の中で現在は障害福祉計画について今まで通り「障害」という漢字を使っていこうというかたちをとろうと思っているのだけれど、皆様方のご意見はいかがでしょうか？ということなのですがいかがでしょうか？様々なご意見がおありになると思うんですね。

委員・・・・・・ 所属しているところがこの「害」は害なんで、平仮名でね、「がい」のほうを使っていますけどね。

副部長・・・ 今のところ様々ですね。

委員・・・・・・ 様々なんだよね。だからこれはどうなんですかね。帯広市なら帯広市独自で「平仮名」使うよということも可能なわけでしょ。

事務局・・・・・・ そうです。自治体としては札幌など障害の「害」の字を平仮名にしておりますし、道内でもバラバラですね。課の組織の名称に「がい」を使っているところもあれば、名称はそのまま対外的に出す文章で一部を「がい」を使い始めたところもありますし、道内はまちまちです。

副部長・・・ これがいいというのもね、色々その方その方でね。

委員・・・・・・ まあ法律で変えなきゃそのまま残しておかなきゃいけないものはそのままでもいいし、変えて何でもないとこは平仮名の「がい」でもいいのかなあって。それは市のほうで、これでいこうということになれば平仮名のほうがいいかなと思いますけれども…

委員・・・・・・ 平仮名です。私ども、私の施設なり NPO なり、そういったまた申請なり、そういった時には私自身は平仮名で意識づけしています。というのはやっぱりこの「害」というかたちは馴染まないなあというふうを感じ、私は平仮名にして頂けるのであれば、やっぱりそのほうがいいのではないかという感じはしますね。

委員・・・・・・ こう平仮名で「がい」としていると「ああ！そういうふう配慮してくれているんだな」という気持ちがありますよね。はい、気持ちの問題で何となくそういう気がいたします。

委員・・・・・・ やっぱり帯広市もその辺は率先して、やってほしいなあと思いますけれどもね。他の市に先駆けて…

副会長・・・ 今日の障害者部会では「害」を平仮名にしたらどうか？という意見が大変出ておりますが、それも内部で検討して頂いて…

事務局・・・ 分かりました。検討させていただきます。ありがとうございます。

副会長・・・ 絶対そうでなきゃなんないということでは無いので、またご検討いただければと思います。

事務局・・・ はい。検討させて頂きたいと思います。それともう一点、今回、障害福祉計画についてご意見を頂きまして、その中で事務局でも改めて検討させて頂きまして、今後のスケジュールとして1月に厚生委員会なりパブリックコメントが予定されていますけれども、その内容については、正・副会長さんとも調整させて頂きながら、もし変更が必要なところについては変更するというかたちで調整をさせて頂きたいというふうに思います。そのうえで1月の厚生委員会に提出し原案として反映していきたいと予定しておりますのでよろしくお願い致します。

それと最後になりますけれども、次回の障害者支援部会につきましては、パブリックコメントの後ということになりますので2月中を予定しております。改めて日程調整のうえご案内申し上げますのでよろしくお願い致します。以上です。

副会長・・・ 皆様方から貴重なご意見を沢山いただきまして、障害福祉計画には直接のらないようなこともあったとは思いますが、皆様方から頂いたご意見を活かしていけるように市のほうと、考えていただけると思うし、また機会がございましたらお話を頂ければと思います。本日の会議終わらせて頂いてよろしいでしょうか？

それでは時間ちょっとオーバーしたようですがありがとうございます。どうぞ良いお年をお迎え下さいませ。

よろしくお願い致します。どうもありがとうございました。